

白ナンバーダンプについての注意点

-公道上での交通事故が現場の労働災害になる場合があります-

業種別	荷台の表示	ナンバープレート	作業員名簿の提出	施工体制台帳の作成	交通事故発生時の問題
一般貨物運送事業	営	緑	不要	不要	運送業としての事故 (現場への影響無し)
砕石業	砕	白	不要	不要	物品納入時であれば 製造業としての事故
砂利販売業	販	白	不要	不要	物品納入時であれば 販売業としての事故
採石業	石	白	不要	不要	物品納入時であれば 鉱業としての事故
砂利採取業	砂	白	不要	不要	物品納入時であれば 鉱業としての事故
建設業	建	白	必要	必要	運転者(同乗者)の負傷は 現場の災害(自損・追突)

①緑ナンバーの営業用ダンプトラックとは

- ・緑ナンバーのダンプトラックは「運送業」であり、現場から発生した残土などの運搬を運送業として請け負います
運送業として、始業前の点呼、運転者台帳の作成などが義務付けられており、運搬の外注として適切となる業種です。

②白ナンバーの砕・販・石・砂の表示があるダンプトラックとは

- ・購入した砕石等の納品で現場に入場するダンプについては製造業・販売業としての納品にあたるため交通事故については現場の責任は問われません。

③白ナンバーの建の表示があるダンプトラックとは

- ・建設業として工事請負の範囲で公道を走行していることになるため、自損や追突で運転者や同乗者が負傷した場合、現場での労働災害の扱いになります。

④白ナンバーダンプについての注意点

- ・緑ナンバー以外に「運搬」だけを発注する場合、元請としての発注者責任を負うこととなります、朝礼での指導、2次請負の有無、任意保険、特別加入の確認などが必要です。

